

公立大学法人福島県立医科大学役員報酬規程

(平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 10 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日基本規程第 12 号
改正 平成 19 年 10 月 2 日基本規程第 13 号
改正 平成 21 年 3 月 30 日基本規程第 11 号
改正 平成 21 年 5 月 29 日基本規程第 15 号
改正 平成 21 年 11 月 30 日基本規程第 22 号
改正 平成 22 年 12 月 1 日基本規程第 34 号
改正 平成 23 年 4 月 1 日基本規程第 7 号
改正 平成 25 年 4 月 1 日基本規程第 36 号
改正 平成 27 年 1 月 30 日基本規程第 13 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日基本規程第 20 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日基本規程第 13 号
改正 平成 29 年 1 月 25 日基本規程第 21 号
改正 平成 29 年 4 月 1 日基本規程第 3 号
改正 平成 30 年 1 月 10 日基本規程第 17 号
改正 平成 31 年 1 月 11 日基本規程第 8 号
改正 平成 31 年 4 月 1 日基本規程第 2 号
改正 令和 2 年 2 月 4 日基本規程第 13 号
改正 令和 2 年 11 月 30 日基本規程第 7 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日基本規程第 4 号
改正 令和 3 年 11 月 30 日基本規程第 15 号
改正 令和 5 年 1 月 25 日基本規程第 26 号
改正 令和 5 年 4 月 1 日基本規程第 2 号
改正 令和 6 年 1 月 31 日基本規程第 22 号
改正 令和 7 年 1 月 29 日基本規程第 21 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 48 条の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学の役員報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤の役員報酬（期末特別手当を除く。）の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(基本給)

第4条 常勤の役員の基本給月額、次のとおりとする。

- 理事長 1,065,000円
副理事長 903,000円 (医師免許所有者に限る)
又は840,000円 で理事長が定める額
理事 840,000円 (医師免許所有者に限る)
又は780,000円 で理事長が定める額

2 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず別に基本給月額を定めることができる。

(基本給の特例)

第5条 常勤の役員に支給する基本給月額は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間において、前条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給月額は、前条の規定に基づいて定める額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)

第16条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に対して支給する。

- 2 通勤手当の月額は、給与規程第16条第2項に規定する額とする。
3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、給与規程第30条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき第4条の規定に基づき定める額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間は役員として在職した期間とする。ただし、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則の適用を受ける職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受ける地方公務員(以下「法人等職員」という。)が、任命権者又はその委任

を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となった場合における在職期間には、その法人等職員の在職期間を算入するものとする。

- 4 基準日前1箇月以内に役員を退職し、その退職に引き続いて法人等職員となった場合には、第1項の規定にかかわらず期末特別手当は支給しない。
- 5 第2項の規定による期末特別手当の額は、公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。

(寒冷地手当)

第8条 寒冷地手当は、給与規程第32条第1項に規定する支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、給与規程第32条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の額その他寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。

(非常勤役員手当等)

第9条 非常勤の役員の非常勤役員手当は、次のとおりとする。

理事	月額	36,300円
監事	月額	32,600円

- 2 非常勤の役員の通勤手当は費用弁償とし、その計算方法等については、公立大学法人福島県立医科大学職員旅費規程（平成18年4月1日規程第56号）の例による。
- 3 前2項に規定する非常勤役員手当及び通勤手当の支給日は、非常勤の役員が業務を行った日の属する月の翌月の21日とする。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(月の中で就任又は退職した場合の報酬)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の基本給は、第5条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本給月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の基本給は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本給月額を全額支給する。

(報酬の支払方法)

第11条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額が

ら、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほかは、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

この基本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成19年10月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、「100分の160」を「100分の145」に改める部分については、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本規程は、平成27年1月30日から施行し、平成26年12月1日から適用する。ただし、平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の157.5」とあるのは、「100分の165」とする。

(期末特別手当の内払)

- 2 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この基本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本規程は、平成28年3月30日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、平成27年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の162.5」とする。

(期末特別手当の内払)

- 2 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

- 1 この基本規程は、平成29年1月25日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、平成28年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。

(期末特別手当の内払)

- 2 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成30年1月10日から施行する。

(期末特別手当)

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。ただし、平成29年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の170」とする。

(期末特別手当の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

(非常勤役員手当等)

- 4 平成30年2月に支給する非常勤役員手当等の支給日に関する第9条第3項の規定の適用については、同項中「翌月の21日」とあるのは、「翌月の14日」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成31年1月11日から施行する。

(期末特別手当)

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。ただし、平成30年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の172.5」とする。

(期末特別手当の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この基本規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和2年2月4日から施行する。

(期末特別手当)

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。ただし、令和元年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。

(期末特別手当の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、改正後の第7条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(期末特別手当)

- 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。

附 則

この基本規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、改正後の第7条第2項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(期末特別手当)

- 2 令和3年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の155」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和5年1月25日から施行する。

(期末特別手当)

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和4年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の165」とする。

(期末特別手当の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この基本規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和6年1月31日から施行する。

(期末特別手当)

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、令和5年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

(期末特別手当の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、令和7年1月29日から施行する。

(期末特別手当)

2 改正後の第7条第2項の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和6年12月に支給する期末特別手当に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

(期末特別手当の内払)

3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。